

山形県みらい企画創造部 指定管理者審査委員会 設置要綱

(設置)

第1条 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）第3条の規定によりみらい企画創造部が所管する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定等について審査するため、山形県みらい企画創造部指定管理者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 募集要項に記載する選定基準等に関する審査
- (2) 指定管理者の候補者の選定に関する審査
- (3) その他指定管理者の候補者の選定審査に関し必要な事項

(組織)

第3条 審査委員会は、みらい企画創造部の重要プロジェクト等推進監(兼)次長、企画調整課長及び多文化共生・国際交流推進課長並びに総務部が選任する外部有識者（以下「共通外部委員」という。）を委員として組織する。

- 2 審査委員会に委員長を置き、みらい企画創造部重要プロジェクト等推進監(兼)次長である委員をもって充てる。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長は、審査委員会の審査等に関し必要があると認めるときは、委員全員の同意を得て、共通外部委員以外の外部有識者を委員として参画させることができる。
- 5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、企画調整課長である委員がその職務を代理する。
- 6 企画調整課長又は多文化共生・国際交流推進課長である委員に事故があるときは、企画調整課副主幹又は多文化共生・国際交流推進課課長補佐（総括・国際交流推進担当）がその職務を行うことができる。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 審査委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見

又は説明を述べさせることができる。

(委員の除斥)

第5条 委員の中に、申請団体の役員等関係者がいる場合は、当該委員は、当該申請に係る審議に加わることはできない。

(委員の責務)

第6条 委員は公正かつ公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、職務上知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。ただし、県が公表した情報及び審査委員会が公表した情報については、この限りではない。

(選定結果の公表等)

第7条 審査委員会の会議の公開の可否は、「審議会等の公開に関する指針（平成18年4月1日施行。以下「指針」という。）」に基づき、審査委員会が決定するものとする。

2 審査委員会に係る情報、指定管理者の候補者の選定結果及び選定理由については、指針に基づき公表する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、みらい企画創造部企画調整課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。